

# 第548回 海務協議会

(1) 日時：平成30年1月11日（木）13：30～

(2) 場所：第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

(3) 議題：

1. 「年末特別警戒（12/6～15）」への協力に対する御礼について  
監視部：矢野 次長
2. 「平成28事務年度における関税等脱税事件に係る犯則調査の結果」について  
監視部：木村 統括監視官
3. 「ストップ金密輸」緊急対策について  
監視部：木村 統括監視官
4. 国家公務員との接触について  
監視部：石田 上席監視官
5. 税関庁舎停電に伴うNACCS利用不可について（2月10日（土）09：30～12：00）  
監視部：石田 上席監視官
6. 鶴見出張所の閉鎖及び新港合庁の仮移転等について  
監視部：篠原 管理課長

(4) その他・質疑応答

開催予定日 平成30年3月14日（水） 開催予定

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問、議題等提起がございましたら、  
お気軽に事務局宛にご連絡下さい。

公益財団法人 日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757

FAX 045-680-1758

E-mail bra\_yokohama@kanzei.or.jp

<http://www.yokohama-customs.go.jp> （横浜税関）

<http://www.kanzei.or.jp> （日本関税協会）

<http://www.kanzei.or.jp/yokohama/> （日本関税協会横浜支部）

## 平成 28 事務年度における関税等脱税事件に係る犯則調査の結果

### ●金地金の密輸情勢が一層深刻化

財務省は、平成 28 事務年度（平成 28 年 7 月から平成 29 年 6 月まで）に、全国の税関が行った輸入品に対する関税及び内国消費税<sup>(注1)</sup>に係る犯則事件の調査（犯則調査）<sup>(注2)</sup>の結果をまとめましたのでお知らせします。

1. 平成 28 事務年度に犯則調査に着手した件数は 1,052 件（前年度比約 1.8 倍）と、はじめて 1,000 件を超えました。
2. 犯則調査の結果、処分（通告処分又は告発）<sup>(注3)</sup>を行った件数は 561 件（前年度比約 1.2 倍）と過去最高を記録しました。また、処分した事件に係る脱税額は、総額で約 9 億 7 千万円（前年度比 86% 減）でした。
3. 処分した事件のうち、金地金<sup>(注4)</sup>の密輸事件が 467 件（前年度比約 1.6 倍）を占めました。その脱税額は総額で約 8 億 7 千万円（前年度比約 1.4 倍）となり、処分件数・脱税額が、いずれも過去最高を記録しました。  
（詳細は別添 2 参照）
4. 金地金の密輸事件以外の主な処分事例として、女性用衣類等や、毛皮製衣類等の低価申告による関税等脱税事件がありました。

（注1） 輸入貨物に課される消費税、酒税、たばこ税等の間接税をいいます。

（注2） 偽りその他不正な行為により関税等を免れた悪質な脱税者（輸入者）に対して刑事責任を追及するため、輸入事後調査とは別に、犯罪捜査に準ずる方法でその事実の解明を行う調査です。具体的には、関税法等の規定に基づき、任意で犯則嫌疑者又は参考人に対して、出頭を求め、質問したり、所持する物件等を検査するほか、必要があれば、裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、搜索、差押といった強制調査を行います。

（注3） 犯則調査の結果、犯則の心証を得たときは、税関長がその罰金に相当する金額の納付を求め、通告処分を行います。ただし、その情状が懲役刑に処すべきものであるときや通告処分を履行する資力がなく等しいときは検察官に告発して公訴の提起を求めます。

（注4） 金地金には、金塊に加えて一部加工された金製品も含まれます。

【別添 1】[犯則調査の状況等](#) [PDF: 128KB]

【別添 2】[犯則調査トピックス](#) [PDF: 376KB]

【連絡・問合せ先】

財務省関税局調査課 代表 03-3581-4111

(内線) 5389

## 犯則調査の状況等

		平成 28 事務年度		平成 27 事務年度	
			前年度比		
着手件数		1,052 件	175%	601 件	
処分件数		561 件	121%	465 件	
	告発件数	12 件	92%	13 件	
	通告件数	549 件	121%	452 件	
脱税額	総 額	関 税	5,920 万円	1 %	62 億 5,055 万円
		内国消費税	9 億 818 万円	123%	7 億 3,796 万円
		計	9 億 6,738 万円	14%	69 億 8,851 万円
	告発分	関 税	4,388 万円	1 %	62 億 4,429 万円
		内国消費税	1 億 4,813 万円	75%	1 億 9,636 万円
		計	1 億 9,201 万円	3 %	64 億 4,064 万円

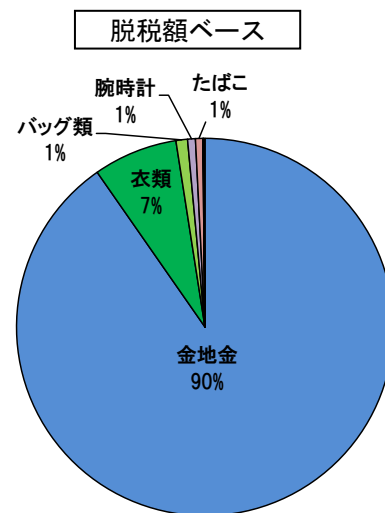
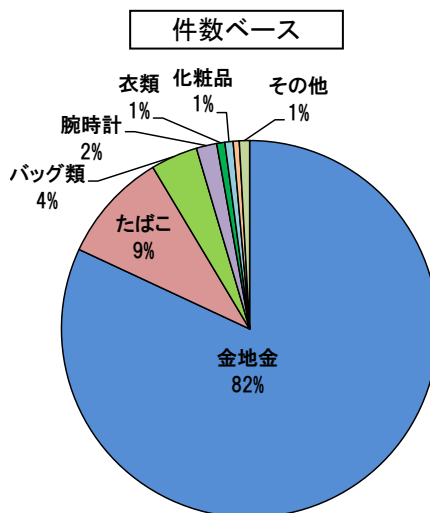
(注) 脱税額の合計は、端数処理のため数値が合わないことがあります。

## 【関税等脱税事件の事例】

1. 犯則者 A は、中国から女性用衣類、靴、生地等を輸入するにあたり、その価格を低価に偽った仕入書を提出して申告することにより、52 回にわたり、関税等約 3 千万円を不正に免れていました。
2. 犯則者 B は、中国から毛皮製衣類、女性用衣類等を輸入するにあたり、その価格を低価に偽った仕入書を提出して申告することにより、429 回にわたり、関税等約 4 千万円を不正に免れていました。

## 品目別処分実績

品目	件数	脱税額(万円)
金地金	467	87,361
たばこ	54	603
バッグ類	23	959
腕時計	10	648
衣類	4	6,987
化粧品	4	16
アクセサリ類	3	44
その他	5	120



(注)複数品目にわたる事件があるため、件数の合計は平成28事務年度の処分件数と合いません。

# 犯則調査トピックス

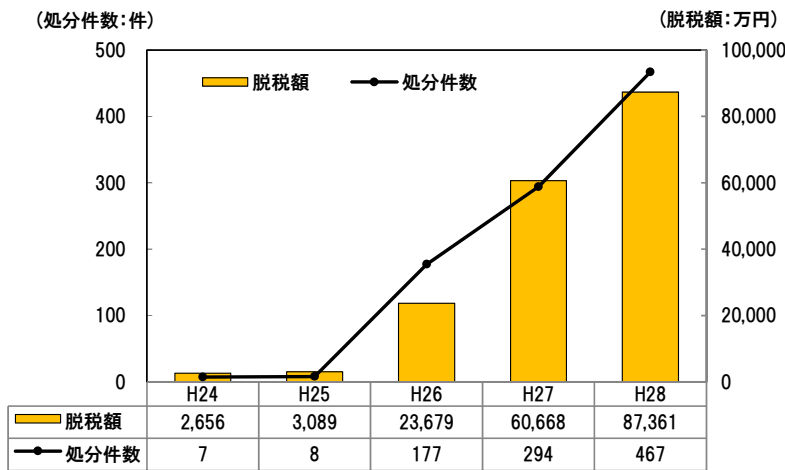
## 金地金の密輸情勢が一層深刻化

- 金地金の密輸事件は、処分件数が 467 件(前年度比約 1.6 倍)、脱税額が約 8 億 7 千万円※(前年度比約 1.4 倍)と、いずれも過去最高を記録しました。

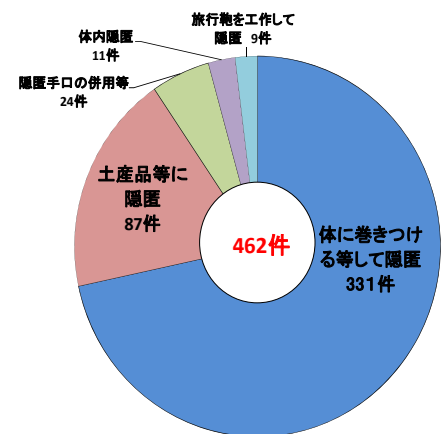
※金地金の総重量は約 2.5 トンに相当。課税価格の総額は約 109 億円。

- 処分した事件のうち、航空機旅客による密輸が 462 件と全体の 99%を占めました。その隠匿手口は、下着やサポーター等を使って体に巻きつける等して隠匿したものが大半でした。この中には、ブレスレットやベルトのバックル等に偽装して密輸しようとした手口も含まれます。その他にも、体内への隠匿、スーツケースのキャスターやハンドル部分への隠匿等の巧妙な手口が散見されました。

処分件数と脱税額の推移(平成 24~28 事務年度)



隠匿手口別処分件数(航空機旅客)



### 巧妙な隠匿手口



粘着テープで足の裏に貼り付けて隠匿

ブレスレットやベルトのバックルに偽装



キャスターやハンドル部分に隠匿

- 前年度に引き続き、密輸手口の大口化傾向がみられました。処分した事件のうち 51 件(前年度比約 1.8 倍)が、押収量 10kg 以上の事件でした。その一例として、洋上取引による大量密輸事件が挙げられます。

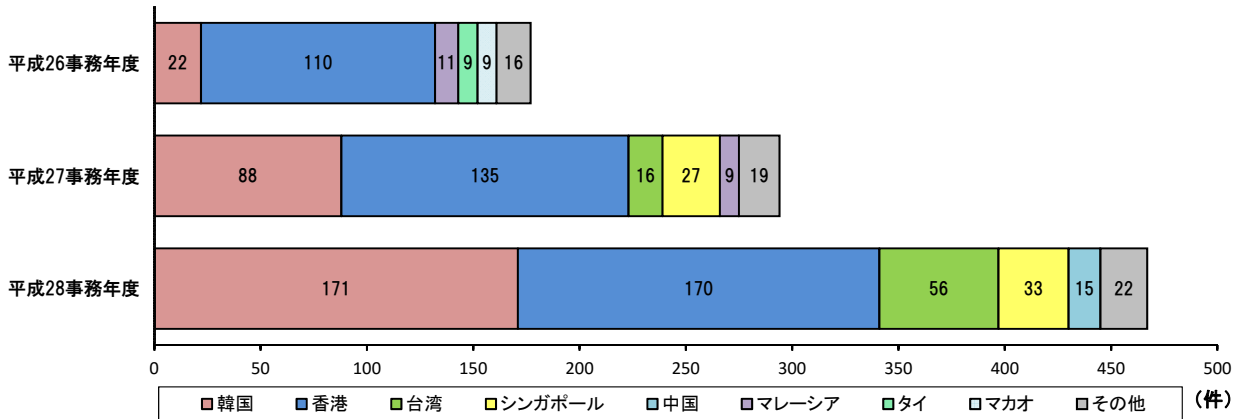
### 洋上取引による大規模かつ組織的な犯行

門司税関は、東シナ海の公海上で取引され、漁船により佐賀県内の漁港に陸揚げされた金地金約 206kg を発見・摘発し、消費税等約 7,400 万円を免れようとした日本人男性 7 名及び中国人男性 3 名を関税法等違反で告発した。



- 処分した事件のうち、韓国からの密輸が3年間で約8倍に増加し最多となり、韓国・香港で全体の73%を占めました。また、台湾からの密輸の増加も目立ちました。

密輸仕出地別処分件数



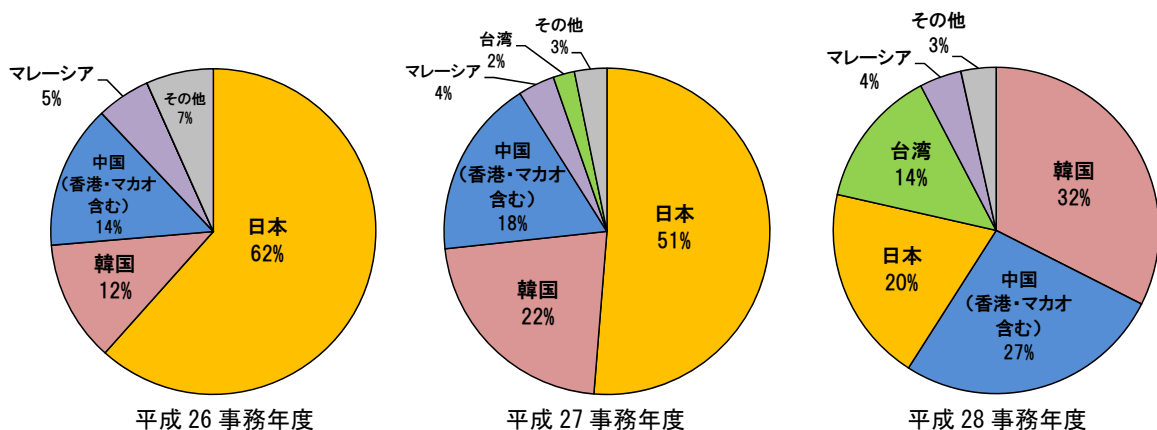
### 小遣い稼ぎ感覚の一般女性による安易な犯行

名古屋税関は、韓国から中部国際空港に到着した日本人女性1名、韓国人女性4名に対する入国時の税関検査において、うち3名の下着内に隠匿されていた金地金約計30kgを発見・摘発し、消費税約1,000万円を免れようとした同人らを関税法等違反で告発した。



- 犯則者の国籍別構成比をみると、平成26事務年度から28事務年度にかけて、韓国人・中国人・台湾人の割合が増加し、日本人の割合は大幅に減少しました。

犯則者の国籍別構成比



### 多額現金の不正輸出との関連も窺われる犯行

門司税関は、福岡空港から香港に向けて出国しようとした韓国人男性4名が携行バッグ内に隠匿していた多額の現金について、税関長の許可を受けずに不正に輸出しようとしたとして摘発した。調査の結果、同人らが、1週間前に同空港において摘発した金地金約6kgの密輸入事件にも関与していたことが判明し、両事実について同人らを関税法等違反で告発したほか、金地金の密輸実行犯である韓国人男性1名を併せて告発した。

# 国家公務員との接触について

～国家公務員の倫理の保持に御協力ください～

国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程では、国家公務員が利害関係のある事業者から金銭・物品の贈与を受けることや接待を受けることなどを規制しています。

国家公務員自身が襟を正すことは当然ですが、皆様の御理解・御協力をお願いします。

## Q1 具体的にどのようなルールがあるのでしょうか？

A

国家公務員は、利害関係者から贈与や接待を受けることなど、国民の疑惑や不信を招く行為が禁止されています。具体的には、以下のような行為です。

- 金銭・物品の贈与を受けること
- 飲食の提供などの接待を受けること
- 無償でサービスの提供(車による送迎など)を受けること
- 一緒に麻雀・ゴルフ・旅行をすること など

また、利害関係がない事業者からであっても、繰り返し物品の贈与を受けたり、高額の接待を受けたりすることは禁止されています。

## Q2 「利害関係者」とは誰のことですか？

A

利害関係者とは、国家公務員の権限の行使や契約の相手方です。具体的には、以下に掲げる者です。

- 許認可等、補助金の交付の申請をし、又は受けている事業者等
- 立入検査、監査又は監察の対象となっている事業者等
- 不利益処分を受ける場合又は行政指導を受けている事業者等
- 国の機関と契約をする事業者等
- 事業行政の対象となる事業を行っている事業者等

## Q3 国家公務員と一緒に飲食をすることは認められないのでしょうか？

A

国家公務員は利害関係者から飲食の費用の提供を受けることが禁止されていますが、利害関係がある国家公務員であっても、国家公務員が自己の飲食に要する費用を自ら負担する場合(割り勘の場合)には、一緒に飲食をすることは認められています。

## Q4 利害関係のある国家公務員に祝儀や香典を渡すことはできるのでしょうか？

A

祝儀・香典などの名目や金銭の多寡にかかわらず、認められていません。

**Q5****利害関係のある国家公務員が当社を訪問する際に、会社の車で送迎することは問題ありませんか？****A**

原則として認められていません。

**Q6****国家公務員に講演や原稿執筆を頼むことはできますか？****A**

国家公務員が講演や原稿執筆を引き受けること自体は禁止されていません。なお、講演料や原稿料の額については省庁ごとに基準が定められているため、依頼する国家公務員に御相談ください。

**Q7****利害関係のある国家公務員と一緒にゴルフや旅行をしても問題ありませんか？****A**

たとえ割り勘であったとしても、認められていません。過去に、国家公務員が利害関係者と一緒にゴルフをしたり、一緒に旅行に行ったりした際に、過剰な接待を受けていたことから禁止されているものです。

**Q8****国家公務員との接触のルールについて更に詳しく教えてください。****A**

国家公務員倫理審査会のHPに詳しい資料を掲載していますので御覧ください。

また、疑問がある場合には、国家公務員倫理審査会に設置している公務員倫理ホットラインで公務員倫理に関する相談を受け付けています。なお、公務員倫理ホットラインや国家公務員の所属省庁が設置する窓口では、倫理規程に抵触する行為の通報も受け付けています。

**国家公務員倫理審査会HP**国家公務員倫理審査会 **公務員倫理ホットライン** (匿名での相談・通報も受け付けています)

電話 03-3581-5344  
(土・日・祝日及び12/29~1/3までを除く、9:30~18:15)

FAX 03-3581-1802

郵送 〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3

WEB  

※ 相談・通報者の指名等は窓口限りにとどめるなど、相談・通報したことを理由として相談・通報者が不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています。

※ 倫理法・倫理規程は、一般職の国家公務員に適用されるものであり、大臣、国会議員、裁判所職員等の特別職の国家公務員や地方公務員などは適用対象外です。

**リサイクル適性**

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

国家公務員倫理審査会事務局 (<http://www.jinji.go.jp/rinri/>)

平成29年10月